

令和 8 年度学校給食用物資納入業者登録申請について

1、 登録申請書等交付期間

令和 7 年 12 月 15 日(月)～令和 8 年 1 月 7 日(水)

平日 午前 9 時～午後 5 時

※河内長野市 HP からは期間中は 24 時間登録申請書の必要書類をダウンロードできます。

※郵送及び土・日曜日・祝祭日の受付はいたしません。

※給食センターで受け取る場合は土日祝日令和 7 年 12 月 27 日～令和 8 年 1 月 4 日を除く。

2、 登録申請書受付期間

令和 8 年 1 月 8 日(木)～令和 8 年 1 月 19 日(月)

平日 午前 9 時～午後 5 時に給食センターに持参ください。

※郵送及び土・日曜日・祝祭日の受付はいたしません。

3、 受付場所

河内長野市立学校給食センター

河内長野市小山田町 3 7 9 - 3

TEL0721(55)6411

4、 提出書類（修正テープや修正液は使用不可、記載の際に文字を消せるペンの使用不可）

① 河内長野市学校給食用物資納入業者登録申請書【指定用紙】

② 河内長野市学校給食用物資納入業者登録用紙（主な仕入先・得意先、センターまでの所要時間、衛生管理等）【指定用紙】

③ 納品希望品目表【指定用紙】

④ 会社概要

⑤ 事業場の平面図及び事業場付近の見取り図

（製造業者は、物資の製造部門の平面図、流通業者は、物資の保管場所の平面図）

⑥ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)（1 年以内のもの）

⑦ 定款

⑧ 役員名簿(役員の氏名・生年月日が記載されているもの、河内長野市学校給食会の依頼がある場合住所をただちに提示できるように把握しておくこと。)※警察照会時にのみ使用いたします。

⑨ 営業許可書・販売許可書(食品衛生法に基づく営業許可が必要となる業種のみ)

※希望品目で該当する品目はすべて提出してください。

⑩ 直近 1 ヶ年の納税証明書(国税・市税/未納の税額がないことの証明)

※新規業者は直近 2 ヶ年分

⑪ 食品衛生監視票（直近のもの）

⑫ HACCP に準ずる衛生管理計画表

☆④～⑪は鮮明な複写可

⑬入札案内の送付方法の確認書

※①②③の指定用紙は市のホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して提

出してください。HP アドレス<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/78/>

5、 登録業者選定基準

納入業者は次の各基準により選定される。

- ① 京阪神地域、及びその近郊に本社又は営業所があること。
- ② 常時営業が行われていること。
- ③ 工場・店舗・販売所等、固定した営業施設を有していること。
- ④ 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- ⑤ 食品に関する法律、並びに諸規定が遵守されていること。
- ⑥ 引き続いて2年以上その営業を継続していること。
- ⑦ 納税義務が履行されていること。
- ⑧ 保健所の監視評点が著しく低くないこと。また、点数が低い項目がある場合は改善点を提示できること。
- ⑨ 従業員の健康管理（検便及び健康診断）が充分行われていること。
- ⑩ 製造加工業者にあつては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備等、衛生上必要な設備を完備していること。
- ⑪ 河内長野市学校給食用物資納入業者登録要綱にある「物資納入等に関する注意事項」を遵守できること。
- ⑫ 事業者その他の団体等の代表者又は役員が、河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

6、 登録

申請のあった業者について、河内長野市学校給食用物資納入業者選定委員会で審査し、登録が適切と決定された場合は、登録手続きを行った後、登録承認書を交付します。

7、 登録有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日納入分とする。